

体験談

無罪判決事例報告

—被害者証言の信用性が否定された事例—

刑事弁護委員会委員 贄田 健二郎 (61期)

1 事案の概要

本件は、男女間の交際関係のもつれに端を発する事件である。

依頼者Aによると、Aは、当時の交際相手（以下「彼女」という）と口論中に彼女を一度殴ってしまい、彼女から別れ話をされた。それでもAは彼女との交際継続を望み、Aの運転する車に乗せて二人きりで話をしたところ、彼女は翻意し、交際を続けることになった。そこで二人はホテルに移動した。Aはその場で誠実に交際を続ける意思を示そうと考え、ホテル室内で2通の書面を作成することを提案した。1通はそれぞれが浮気を疑われるようなことはしないと誓約しあう念書、もう1通は金銭消費貸借契約書で、それ以前に二人は同棲準備を開始し、Aが彼女に費用を貸していたことから、その金額などを明確にする趣旨であった。もっとも彼女はそれを拒否した。そこでAはその日に彼女にサインをもらうことは諦め、二人は交際継続の記念としてアダルトグッズ（両名は普段からアダルトグッズを使用していた）を用いたわいせつ行為を楽しんだ。数週間後、両名は同棲を開始したが間もなく交際は破たんした。

間もなくAは逮捕・起訴された。公訴事實は、Aが、車内で復縁を承諾しない彼女を脅迫し、ホテル室内で上述の念書及び金銭消費貸借契約書に署名等を要求したが彼女が拒絶したという強要未遂事件と、引き続き畏怖している彼女をアダルトグッズで弄ぶなどしたという強制わいせつ事件からなる。Aと彼女の主張が真っ向から食い違う事案であり、Aは一貫して無罪を主張した。第一審東京地裁立川支部では残念ながら有罪となったが、控訴審の東京高裁で逆転無罪判決が言い渡された。

なお、弁護人は、私と佐野綾子弁護士（第二東京弁護士会）である。

2 第一審での活動

(1) 証拠収集

本件では、「事件」後もAと彼女は交際を続け同棲までしているということがポイントであり、「事件」後の両者の関係を裏付ける証拠を獲得することが重要になると考えた。

当初、弁護人は本件を公判前整理手続に付するよう請求したが、整理手続には付されなかった。もっとも、任意開示の請求を通じて、検察官から必要な証拠を引き出すことができた。

開示された証拠により、二人の当日の行動が詳細になると同時に、捜査機関が供述録取書にまとめていないAに有利な間接事実も明らかとなった。

また、弁護人独自に関係者の事情聴取や現地調査を行うことで、「事件」後の両者の様子を聞き取ったり、仲良く食事に行った際の領収書なども入手することができた。

(2) 証拠の精査

収集した証拠を、弁護人自身が精査することに加えて、本件では本人に記録を差し入れて検討してもらったことが成果につながったと思う。例えば、メールのやりとりについて本人に背景事情を説明してもらうことで、些細な言葉の意味が浮き彫りになったこともあった。携帯電話の中には、同棲中に二人で作った料理の写真も残っていたが、弁護人のみで漫然と検討していたら見逃していたかもしれない。

彼女の反対尋問においては、彼女が否定しがたい範囲でそれらの写真やメールの説明をさせることで、Aに有利な背景事情を顕在化することができた。また、被告人質問でも、「事件」後の良好な関係を証拠の裏付けをもって説明することができた。

3 第一審判決の問題点

最大限の防御をはかったと自負して臨んだ判決言渡であったが、原判決は有罪（懲役3年、執行猶予5年）であった。とりわけ、第一審判決には、彼女の感情を独自に解釈した点に重大な誤りがあった。第一審判決は、彼女は「事件」後もAのことをさほど恐れていたとは思われないとしつつも、「恐怖を感じつつもなお被告人に対する愛情を捨てきれずに交際を続け、ついには耐えきれなくなって別れを決断し、本件被害について申告をするに至ったとしても、あながち不自然ではない」などと独自の解釈を加えた。このような第一審判決の解釈は、彼女の証言とも矛盾する上に、その解釈自体が非合理的であった。

原審裁判官は、当初より結論を決め、その結論を導くために証拠の解釈をはかったとしかいいようがない。当然、Aは控訴した。

4 控訴審での活動

(1) 控訴趣意書

本件では、原審においてできる限りの弁護活動を尽くしていた。無罪となるべき主張・証拠はすでに揃っている。本件の重大な問題は、原審がその主張・証拠の評価を完全に誤っていることにある。

控訴趣意書では、上述のような原判決の独自の認定がいかに不合理で、裁判所の勝手な解釈に過ぎないことを強調して主張した。

(2) 控訴審公判

弁護人の控訴趣意書に対し、検察官は答弁書を提

出した。これに対し弁護人が控訴趣意補充書によって反論し、第1回公判を迎えた。この間、弁護人は事実取調として被告人質問を請求していた。しかしながら事実取調請求は却下され即日結審された。控訴棄却が言い渡されるのと同じパターンである。充実した控訴趣意書を提出できたとは考えてはいたものの、さすがに不安の残る公判であった。

5 控訴審判決

判決当日。Aも弁護人も、緊張の面持ちで当事者席に座っていた。「原判決を破棄する。被告人は無罪。」主文が読み上げられた瞬間、喜びが湧き上がるとともに、正しい判断がされたことに安堵した。Aは、判決が読み上げられてすぐには何が起きたかわからなかったが、弁護人の喜ぶ顔を見て自分の無実が証明されたことを理解し、胸をなで下ろしたらしい。

控訴審判決は、全証拠をバランスよく検討し、客観的証拠から認定できるAに有利な事情を適切に評価していた。問題の第一審判決独自の解釈については、「被害者が、原判決の被害を受けたにもかかわらず、その直後から依頼者との交際を継続、発展させようとしていたことにつき、被害者が依頼者に深い愛情を抱いていたというだけで、納得のいく説明がなされていないから、原判決の被害者供述の信用性に関する判断は、論理則、経験則等に照らして合理性を欠いたものというべきである」と判示された。

6 まとめ

この事件を通して、弁護人もさまざまなことを学ぶことができた。弁護人自身で動いて事情聴取や現地調査をすることや、本人に記録を検討してもらうことの重要性も改めて感じた。唯一、第一審で無罪にならなかったことが心残りであるが、控訴審での事実調べのない原判決破棄は、第一審終結までの弁護活動に間違いがなかった証であると思いたい。